

## 審 査 基 準

平成19年7月20日作成

法 令 名 : 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根 拠 条 項 : 第12条第3項
処 分 の 概 要 : 防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先） : 三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審 査 基 準 : 処分が稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるため、定めていない。
標 準 処 理 期 間 : 30日以内
申 請 先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (059-222-0110)
問 い 合 わ せ 先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (059-222-0110)
備 考 :